

建築基準法第43条第2項第2号による許可申請要領

(包括同意基準に該当するもの)

1. 適用条項

建築基準法第43条第2項第2号

建築基準法施行規則第10条の3第4項

2. 許可申請について

建築基準法の規定により、原則的に禁止されている事項について例外的に許可しようとするものであり、建築計画について、建築指導課と事前に協議を充分に行う必要がある。

また、許可通知書交付後、確認申請の手続き中に変更が出ないように、許可申請と並行して確認申請の申請先と充分に協議を行うこと。

3. 申請図書について

許可申請に係る申請図書は次の各号に掲げるものとし、正1部・副1部を提出するものとする。

(1) 許可申請書 (第四十三号様式)

第1面～第3面添付

(2) 委任状

日付

(3) 許可申請理由書

当該申請地に許可を得て建築物を建築しようとする理由

空地の担保性について 日付 包括同意基準の別

(4) 付近見取図 (縮尺 1/2500 程度)

縮尺 方位 申請地の旨と範囲 建築基準法上の道路の種別と範囲

法第43条第2項第2号による空地の旨と範囲

(5) 配置図

縮尺 方位 敷地境界線 建築基準法上の道路の種別と範囲

建築物の位置 法第43条第2項第2号による空地の旨と範囲 空地の幅員

申請地と空地の境界の明示方法 道路判定番号

(6) 各階平面図

縮尺 方位 間取り 各室の用途

(7) 面積表

敷地面積 建築面積 延べ床面積 用途別面積

増築等の場合は既存部分及び増築部分等の用途別面積 (配置図、平面図に明示することも可)

(8) 2面以上の立面図・断面図

最高の高さ 最高の軒の高さ

空地を道路とみなして、道路斜線制限の検討

法第6条第1項第4号に該当する建築物のうち、明らかに支障がないと認められる場合は、断面図の省略可

(9) 許可申請地の全部事項証明書等

(証明の日から3月を経過していない証明書等を添付)

(※登記情報提供サービスにより、全部事項を印刷した図書の写しでも可。ただし、登記情報提供サービスによるものである旨、提供を受けた日、提供を受けた者の氏名を明記すること。)

(10) 申請地から道路に至る空地の平面図・断面図

(配置図と兼用もしくは協定等に添付されている通路平面図の添付により省略可)

(平面図)

- 縮尺 方位 申請地範囲 建築基準法上の道路種別及び道路範囲 道路幅員
- 法第43条第2項第2号による空地の旨と範囲 道路判定番号
- 空地幅員 空地の延長距離 地番及び地番界
- 空地と申請地の境界部分の仕上げを明示 空地と申請地の境界部分は通路境界線
- 申請地に隣接する通路状の土地の建築基準法上の扱い

(断面図)

- 法第43条第2項第2号による空地の旨と範囲 道路判定番号 空地幅員
- 地番及び地番界 空地と敷地の境界部分は通路境界線

(11) 申請地から道路に至る空地の全部事項証明書等(要約書でも可)

(証明の日から3月を経過していない証明書等を添付)

(※登記情報提供サービスにより、全部事項を印刷した図書の写しでも可。ただし、登記情報提供サービスによるものである旨、提供を受けた日、提供を受けた者の氏名を明記すること。)

(通路協定書等締結済み又は許可申請に際し事前に管理者の使用承諾等を得ている場合は省略可)

(12) 申請地から道路に至る空地の公図等

(提供日、転写日等から3月を経過していない地図を添付)

- 申請地の旨と範囲 建築基準法上の道路の種別と範囲
- 法第43条第2項第2号による空地の旨と範囲

(※登記情報提供サービスにより、提供された地図又は地図に準ずる図面の写しでも可。ただし、登記情報提供サービスによるものである旨、提供を受けた日、提供を受けた者の氏名を明記すること。)

(13) 申請地から道路に至る空地に係る協定等

管理者の使用承諾書等の写し 所有権者及び借地権者の通路協定書等の写し又は使用承諾書等の書面等の空地の担保性が確認できる書類

(14) 現場写真

- 申請地の旨と範囲 法第43条第2項第2号による空地の旨と範囲
- 建築基準法上の道路の種別と範囲

(15) その他添付を必要として係員の指示する資料

4. 手数料 33,000円

問い合わせ先：姫路市建築指導課 指導担当 TEL (079) 221-2579